

【論文】

「広東商品取引所」設置をめぐる日本人同士の競争について

愛知大学東亜同文書院大学記念センター研究員 武井 義和

はじめに

本論は1921年にみられた「広東商品取引所」設置をめぐる動きについて、日本人同士の競争に注目して外務省記録を用いて明らかにするものである。後述するように「広東商品取引所」設置の目的は広東政府の財政窮乏を救うことにあった。孫文を支援していた山田純三郎・菊池良一と宮崎滔天・萱野長知は1918年に孫文が著わした『建国方略』で、革命に尽力する日本人として名を挙げられているが^①、その彼らが2つのグループに分かれて「広東商品取引所」設置の利権獲得競争が生じたことに1つの特徴がある。また、もう1つ特徴を挙げるならば、ここに複数の実業家も関与していたことである。

この「広東商品取引所」設置をめぐる動きは、山田純三郎をはじめ萱野長知、宮崎滔天の回想や彼らについての先行研究でも登場しないため、今日においては知られていない内容であると思われる。したがって、その全体像について、「広東商品取引所」に関わった人々の人間関係を含めつつ考察し、明らかにすることを試みる。その作業は孫文を支援した日本人の知られざる活動の一端を明らかにするとともに、先行研究の空白域を埋める意味合いがあると考えられる。

1. 「広東商品取引所」をめぐる日本人同士の競争

(1) 「広東商品取引所」構想の経緯と内容

外務省記録では1921年4月から7月までの期間を中心に、「広東商品取引所」に関する資料が散見される。取引所の目的は広東政府の財政窮乏を救済することにあったが^②、取引所構想自体はもともと山田純三郎が広東政府財政庁長の廖仲愷に対し、中国人名義の株式取引所を創設する計画を持ちかけたことがきっかけであった。すなわち、山田は実業家の馬越恭平、山本条太郎、白岩龍平らと下相談して、彼らの援助のもとで株式取引所を創設する計画を立てたのである（これらの人物については後述）。しかし、広東にやってきて設立許可を申し出た山田に対し、廖仲愷は今はまだその時期ではないとして一度拒否した。だが、孫文らが広西討伐のための軍事費支出に窮したため、最終的に許可することとなっ

① 孫文『建国方略 心理建設』527頁（胡漢民編『総理全集』第1集下冊、上海民智書局、1930年）。

② 「広東交易所創設一件」1922年1月調（外務省記録『取引所関係雑件 在支取引所 雑之部』所収の「中華取引市場株式会社」、アジア歴史資料センター、B11090122500）、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921年4月29日（外務省記録『取引所関係雑件 在支取引所 雑之部』所収の「広東株式商品取引所」、B11090122300）。以下、外務省記録はすべてアジア歴史資料センターの資料を使用している。

たのである⁽³⁾。

最初に記録に登場するのが 1921 年 4 月下旬のため、その頃かそれより少し前に山田から計画が持ちかけられたと思われる。なお、その 4 月下旬の記録では、廖仲愷が藤田栄介広東総領事に語った内容として、廖には上海交易所と同様の取引所を設置する考えがあり、孫文や広東省長陳炯明の同意を得たとある⁽⁴⁾。廖仲愷が発案者であるように記されているのは、彼が自分を主体として語っていることによるものであろう。

ここで登場する上海交易所とは、1920 年に中国人資本によって開設された上海証券物品交易所のことで、1921 年時点では資本総額 500 万元で株式形式であった。営業品目としては有価証券、綿花、綿糸、綿布、金銀、食糧油類、毛皮などがあり、同一仲買人が随意に種類を選んで取り扱うことができるというものであった。開業以来 46 日の営業だけで取引手数料約 8 万 2,000 元を得るほどの盛況ぶりを示していた⁽⁵⁾。したがって、広東政府が取引所を経営することにより、手数料を政府の財源にあてる狙いがあったのではないかと推察される。

さて、「広東商品取引所」は中国の会社とし、資本は日中合弁で資本金 1,000 万元、その 4 分の 1 を払い込みとし、中国人の株式募集が不可能な場合には全て日本人の持ち株になるという方針であった。そして設立許可については、その報酬として新株のプレミアム 400 万円相当のものを折半し、200 万円を孫文らに提供すること、また許可の上は保証金 200 万円を広東省銀行に供託するという内容も含まれていた。なお、取引所仲買人をおよそ 100 名と定め、1 名より 2~3 万円ずつの保証金を徴収する計画もあった⁽⁶⁾。

こうした内容は山田純三郎が許可を求める際にすでにあつたものか、また一度拒否した廖仲愷により新たに打ち出されたものであつたのかは定かではないが、これをみると日本人が株主として取引所に大きく関与する可能性があるとともに、孫文ら広東政府側に提供資金や保証金が入るようになっていた様子が浮かび上がる。

なお、設置許可の際に支払うものとされた保証金については、資料によって上記 200 万元のほかに 80 万元または 30 万円なども記され、金額や貨幣単位にばらつきがあるが、200 万元を担保として広東省政府は省の紙幣を発行する方針を立てたり、80 万元の保証金は「省政府ニ於テ任意流用シ得ル仕組ミナリ」⁽⁷⁾とあること、また仲買人 1 名ずつから徴収する保証金については「省政府軍事費其他ニ運用セムトスルノ計画ヲ立テタリ」⁽⁸⁾とあることから、以上各種の保証金は広東政府さらには広東省政府によって自分たちの運営資金として認識されていたことが分かる。

⁽³⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922 年 1 月調。

⁽⁴⁾ 前掲、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921 年 4 月 29 日。なお、1921 年当時の陳炯明の地位については劉寿林・万仁元・王玉文・孔慶泰編『民国官職年表』337 頁（中華書局、1995 年）。

⁽⁵⁾ 外務省通商局編『在上海帝国総領事館管内状況』42 頁（1921 年）、国立国会図書館デジタルコレクション。

⁽⁶⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922 年 1 月調。なお、原文では「元」と「円」の両方が記されており、「円」は「元」の誤記かとも思われるが、そのまま引用して本文に記した。

⁽⁷⁾ 同上、および前掲、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921 年 4 月 29 日。

⁽⁸⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922 年 1 月調。

(2) 「広東商品取引所」設置許可をめぐる日本人同士の競争

しかしながら、「広東商品取引所」設置許可をめぐる、山田純三郎を代表とするグループと陳中孚を代表とするグループとの間で激しい競争が展開されることとなった。その構図は次のようになる。

山田純三郎派：菊池良一、馬越恭平、山本条太郎、白岩龍平。

陳中孚派：萩野芳蔵、宮崎寅蔵（滔天の本名）、萱野長知、大島実太郎、鈴木圭三、川又貞次郎⁽⁹⁾。

山田が提出した「広東商品取引所」設置許可に対し、廖仲愷が最終的に許可を出したことは既述の通りであるが、この時に陳中孚派からもたまたま出願があったため、中国側は両派の妥協や共同経営を勧めた⁽¹⁰⁾。広東省財政当局は陳一派と従来友好的な関係を持っているという理由によるものとも、廖仲愷は双方とも旧知の間柄のためどちらに許可を出すか迷ったためとも資料に記されるが、廖が山田だけでなく宮崎、萱野とも友好的関係があることが迷った理由の本質と考えられる⁽¹¹⁾。

しかし、山田は萩野らと共同することを拒否したことから、競争が開始されることになった。すなわち、山田派は広東省当局に許可を迫り、1921年4月28日に見せ金50万円を東京から取り寄せた結果、省当局は山田らに許可する意向を示すようになり、山田側は仮契約の条件として40万円を広東省銀行に納付する段取りまで進んだ⁽¹²⁾。この50万円の送り主について、藤田栄介広東総領事は馬越恭平ではないかと推測している⁽¹³⁾。なお、山田が萩野らとの共同を強く拒否していたことは、彼が東京から広東へ向かって出発する際に、軍令部に依頼し、廖仲愷に対して交渉を行うまで他と相談しないよう広東駐在海軍武官を介して電報を送ったことから分かる⁽¹⁴⁾。

一方、5月24日には大島実太郎、萩野芳蔵、鈴木圭三、川又貞次郎らが相伴って広東に足を運び、予納金40万円を省当局に突き付けて猛烈な許可獲得運動を開始した結果、両派ともに広東省長（陳炯明）あてに請願書を提出するまでに至った。広東省長は日本人同士の争いであることを知り、予納金の値上げとともに莫大な寄付金を提供する多い方へ許可を与える自由競争とし、5月30日に決定するという状況となった⁽¹⁵⁾。

一方、こうした事態をみた藤田総領事は、競争によって中国官憲により日本人の利益が蹂躪されることや、将来日本企業に悪影響をおよぼすこと、また「広東商品取引所」の今後の運用や事業成績に重大な不利益をもたらすことを憂慮し、両派を妥協させるほかないとの結論に達した。それにより、藤田総領事は広東省長を訪れ、両派の妥協が成立するま

⁽⁹⁾ 同上。

⁽¹⁰⁾ 前掲、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921年4月29日。

⁽¹¹⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922年1月調、前掲、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921年4月29日、機密第51号「広東株式商品取引所創設問題ニ関シ報告ノ件」1921年4月29日（外務省記録、前掲、「広東株式商品取引所」）。

⁽¹²⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922年1月調。

⁽¹³⁾ 前掲、機密第51号、「広東株式商品取引所創設問題ニ関シ報告ノ件」1921年4月29日。

⁽¹⁴⁾ 前掲、号外極秘、藤田総領事発内田外務大臣あて文書、1921年4月29日。

⁽¹⁵⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922年1月調。なお、1921年当時の陳炯明の地位については、⁽⁴⁾を参照。

では許可を出さないよう申し入れて承諾を得るとともに、両派に対しては利害得失を説き妥協を勧告した結果、山田派は願書を取り下げることにした。一方、その見返りとして陳派は山田派に対し若干の優先株を分与することで妥協が成立したのである⁽¹⁶⁾。

2. 人間関係を中心としてみた各派の内部状況

こうして展開された「広東商品取引所」設置許可をめぐる競争であるが、孫文支援者であった山田純三郎、菊池良一、宮崎滔天、萱野長知だけでなく、複数の人物がそれぞれに関与していた。この点について、両派に属した人々の経歴を踏まえつつ、人間関係のつながりという観点から検討を試みる。

(1) 山田純三郎派

菊池良一は当時憲政会代議士であり⁽¹⁷⁾、山田純三郎のいところであった。1908年に京都帝大卒業後、中国との貿易やボルネオ物産商会などの実業に従事したほか、弁護士を務め、1915年以降衆議院議員として7回当選している。また、孫辛亥革命期に孫文と出会って以降、山田とともに孫文の支援者として活動した人物である⁽¹⁸⁾。

馬越恭平は1873年に三井物産の前身である先取会社に入り、1876年以降は三井物産横浜支店長などを経て、1892年に三井物産が大株主であった日本麦酒株式会社の経営建て直しのために同社社長に就任、1896年に三井を退職したが1906年にエビス、サッポロ、アサヒの3ビール会社が合併して大日本麦酒株式会社が誕生すると社長に就任し、ビール界を牽引した人物であった。また30余りの企業の社長や取締役、相談役も務める実業家であった⁽¹⁹⁾。

山本条太郎は三井物産上海支店長、本社理事などを務め、1913年には渋沢栄一らと中国興業株式会社を創立、1914年のシーメンス事件で三井物産を退社後、1920年には立憲政友会代議士として当選した人物である。またこの間、理事であった辛亥革命時に、孫文が山田純三郎や藤瀬次郎三井上海支店長を介して依頼した借款に対応している⁽²⁰⁾。

白岩龍平は日清戦争後、上海・蘇州・杭州を航路でつなぐ構想をもとに大東新利洋行を創設、さらに1907年には日清汽船を誕生させたほか、1909年に中国への資本投下を目的として東亜興業株式会社が誕生すると山本条太郎とともに取締役の一人として就任、1927年に常務取締役を辞任するまで同社に関わった(1919年常務取締役)。また中国興業株式会

⁽¹⁶⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922年1月調。

⁽¹⁷⁾ 同上。

⁽¹⁸⁾ 中村義ら編『近代日中関係史人名辞典』(東京堂出版、2010年)。

⁽¹⁹⁾ 大塚栄三編『馬越翁余影』110～113頁(馬越恭平翁伝記編纂会、1935年)、渋沢栄一翁頌徳会編『国宝渋沢栄一翁』284～285頁(実業之世界社、1954年改版)。いずれも国立国会図書館デジタルコレクション。

⁽²⁰⁾ 『山本条太郎 伝記』239、264～270頁(山本条太郎翁伝記編纂会、1942年)、前掲、中村義ら編『近代日中関係史人名辞典』。中国興業株式会社は渋沢栄一と孫文が中心となって中国の経済発展のための日中間の提携の構想をもとに、1913年に設立された。同社成立の経緯については『中日実業株式会社三十年史』(中日実業株式会社、1943年、国立国会図書館デジタルコレクション)所収の「第二章 中国興業会社の創立」を参照。

社に株主の一人として協力している⁽²¹⁾。

山田派に関与したこの 3 人を紐解く場合、いとこの菊池良一のように山田純三郎とのつながりが考えられる。その山田の経歴について簡単に記せば、孫文支援者として登場する以前、1901 年上海で開設された東亜同文書院の事務員兼助教授を務め、その経営母体だった東亜同文会（1898 年結成）の会員だった。日露戦争後の 1906 年に満鉄に入社、1909 年から満鉄上海事務所長として三井上海支店にデスクを置いて勤務していた⁽²²⁾。この点を踏まえるならば、白岩龍平は山田と同じく東亜同文書院の経営母体である東亜同文会の会員であったこと、また、1916 年陳其美が上海にある山田純三郎の家で暗殺された直後に、同じく上海在住であった白岩が駆け付けたと先行研究で指摘されているが⁽²³⁾、そうした人的つながりが、白岩が山田派に属した 1 つの要因であったといえよう。

一方、山本条太郎は先に触れた孫文の借款依頼に対応したが、そこに山田純三郎が関わった経緯は次のようなものであった。山田は 1911 年 12 月に欧米から帰国した孫文を香港で出迎えたが、上海へ帰る船のなかで孫文から革命資金の調達を依頼されたことにより、藤瀬政次郎上海支店長に面会し孫文を引き合わせた。その藤瀬から連絡を受けた山本は資金調達を行い、三井物産側から出された漢冶萍公司を日中合弁にする条件で 500 万円の借款がまとまり、このうち 300 万円が孫文側に渡されたのである⁽²⁴⁾。したがって、山田が三井上海支店にいたことにより、藤瀬を通じ山本に孫文の借款依頼が届いたことになる。もっとも、当時の三井内における山田と山本の地位は大きな隔たりがあるため、この時点では 2 人の関係は必ずしも密接であったとは考えにくい、山本が「広東商品取引所」に関連したのは、やはり上記のようなつながりが背景にあったからではないかと推察される。また、山本が代議士として当選した 1920 年以降、所属は異なるが憲政会の菊池良一と政界において接点があったのではないかと推察される。

馬越の場合、山田との直接的な関係は見出せない。しかし、山本条太郎は 1880 年 17 歳の時に馬越に三井物産への入社のお世話を受け、それ以降の間柄であったことから⁽²⁵⁾、山本を介して馬越と菊池や山田が結び付いた可能性が考えられる。

以上は山田純三郎を軸として検討した人脈であるため、きわめて限定的な考察であるが、菊池や白岩のように山田とのつながりが明確な場合もあれば、山本や馬越のようにはっきりと分からない部分もある。しかし、全体的にみれば山田と直接的もしくは間接的につながっていたと理解することができる。ところで、山田、菊池と馬越、山本、白岩はどうして山田純三郎派を形成するに至ったのだろうか。これを示す資料は管見の限り見当たらないため、推測の域を出ないが、馬越、山本、白岩らに程度の差はあれ孫文を支援する意識

⁽²¹⁾ 中村義『白岩龍平日記』36、38、152、157、167 頁（研文出版、1999 年）、前掲、『中日実業株式会社三十年史』48 頁。

⁽²²⁾ 結束博治『醇なる日本人』92～95 頁、巻末年表（プレジデント社、1992 年）。

⁽²³⁾ 山田と白岩が早い時期から東亜同文会の会員であったことは、1901 年時点の会員名簿とともに名前があることから分かる（東亜同文会『東亜同文会会則』）。また、白岩は東亜同文会結成時から会員であった（霞山会編『東亜同文会史』267 頁（1988 年））。陳其美暗殺に際し白岩が山田宅に駆け付けた話は、前掲、中村義『白岩龍平日記』47 頁。

⁽²⁴⁾ 前掲、『山本条太郎 伝記』264～270 頁、国立国会図書館デジタルコレクション。だが、漢冶萍公司側の日中合弁に対する反対があったため、最終的に借款は立ち消えとなり、300 万円は返還された（同書参照）。

⁽²⁵⁾ 前掲、大塚栄三編『馬越翁余影』21～22、27～28 頁。

があったとしても、実業家として活躍してきた人々であったことを踏まえるならば、中国での事業拡大のチャンスと捉えて参加した可能性は排除し得ない。一方の山田や菊池については、孫文支援という立場から、支援に必要な資金などを賄うために実業界で活躍してきた彼らをサポート役にしたと考えられる。そうであるならば、相互の思惑が一致して山田純三郎派が形成されたとみなすことができる。

(2) 陳中孚派

陳中孚派の宮崎滔天と萱野長知は辛亥革命以前からの孫文支援者であり、また両者の関係は公私ともに深いものがあった⁽²⁶⁾。

陳中孚は日本の法政大学卒業、清末より革命運動に参加し、辛亥革命後は中華革命党に加入した。1916年に第三革命が勃発すると中華革命軍東北軍総司令部参謀、運糧局局長や総司令代理に任じられ、1917年広東軍政府大元帥府軍事委員会を務めている⁽²⁷⁾。萱野長知は中華革命党に関与し、中華革命軍東北軍顧問も務めるなど⁽²⁸⁾、陳と行動をとともにしていた。

一方、その他の人々については経歴が不明な点が多い。1921年当時の資料によれば、萩野芳蔵は上海交易所理事という肩書であったが⁽²⁹⁾、詳しい様子は不明である。彼は明治末に政友会代議士であったが、1909年に起きた贈収賄事件である日糖事件に連座し失脚した人物である⁽³⁰⁾。鈴木圭三と川又貞次郎はともに東京株式取引所仲買人、大島実太郎は当時政友会代議士であるとともに、帝国証券株式会社社長や大阪証券交換所取締役でもあった⁽³¹⁾。

以上紹介した彼らと、山田同様に孫文支援者であった宮崎・萱野はどこでつながったのだろうか。まず萩原芳蔵については、萱野が1919年東京有楽町に設立した「株式会社善隣倶楽部」が挙げられる。萱野は中国革命を援助し日中友好の促進を願っていたが、その達成には日中両国人士の打ち解けた交流が必要と考え、そのための機関として「株式会社善隣倶楽部」を設立した。そしてこの会社の事業として、当時はまだ存在しなかった本格的な中華料理を専門とする「陶陶亭」を開設した。その「株式会社善隣倶楽部」の会社発起人および株式引受人のなかに、宮崎寅蔵や陳中孚とともに、萩野芳蔵が含まれているのである。すでに萱野と関わりがあった陳を含め、彼らは「株式会社善隣倶楽部」を通じて結

⁽²⁶⁾ 宮崎滔天と萱野長知が孫文の協力者であったことは様々に記されているが、ここでは崎村義郎著・久保田文次編『萱野長知研究』（高知市民図書館、1996年）、保阪正康『孫文の辛亥革命を支えた日本人』（筑摩書房、2009年）、久保田文次『孫文・辛亥革命と日本人』（汲古書院、2011年）、中山義弘『近代の日本人と孫文』（汲古書院、2016年）を挙げておく。

⁽²⁷⁾ 徐友春主編『民国人物大辞典 増訂版』（河北人民出版社、2007年）。

⁽²⁸⁾ 前掲、崎村義郎著・久保田文次編『萱野長知研究』135、144頁。

⁽²⁹⁾ 機密第61号、「広東交易所創設ニ関スル件」1921年5月31日（外務省記録、前掲、「広東株式商品取引所」）

⁽³⁰⁾ 早水鉄之助『郷土の選良』7頁（早水工具店出版部、1963年）、国立国会図書館デジタルコレクション。日糖事件とは大日本精糖が業績の低迷を挽回するために政界工作を行った贈収賄事件であり、24名の代議士が起訴され全員有罪となった事件である（村瀬信一「日糖事件の諸条件」81頁（『日本歴史』第705号、2007年））。

⁽³¹⁾ 前掲、「広東交易所創設一件」1922年1月調、機密第64号、「中華取引市場株式会社設立計画ニ関スル件」1921年6月16日、篠木鼎より山崎馨一あて「陳情書」1921年6月13日（外務省記録、前掲、「中華取引市場株式会社」）。

び付いていたことが分かる。ちなみに、この会社には山田純三郎と菊池良一も名を連ねており興味深い⁽³²⁾。

一方、鈴木圭三と川又貞次郎はともに東京株式取引所仲買人でつながった人間関係であったことは容易に推察されるが、大島実太郎と鈴木、川又とのつながりや、彼ら 3 人と萱野や宮崎らとの接点は見出せない。ただ、萩原をはじめ鈴木、川又、大島は陳中孚派の実質的な中心メンバーであった。外務省記録には、陳中孚派は彼が代表となっているが「過般上海ノ萩野某ヨリ陳中孚ヲ介シ廖ニ設立許可ヲ願出テタルハ事実ナリ」、また「萱野長知宮崎寅蔵ヲ顔役トスル資本団アリ 支那人陳中孚ナルモノヲ表面ノ出願者ニ装ヒ…」⁽³³⁾と記される。これらを踏まえると陳は表向きの代表者であり、宮崎や萱野といった孫文の支援者が表に立ちつつも、実際には萩野芳蔵、そして「資本団」という語句も含めるならば、萩野を含めた鈴木、川又、大島らが中心的存在であったことが分かる。

また、次章でも述べるように、1921 年 5 月上旬より彼ら 4 人は上海で投資会社である「中華取引市場株式会社」の設置を目指して動いており⁽³⁴⁾、それは「広東商品取引所」の許可をめぐり山田純三郎派と競争を行っていた時期と重なる。こうしてみると、萩野らは「広東商品取引所」に対しても投資による利益獲得という意図があった様子がうかがえる。

3. 「広東商品取引所」設置とその後の動き

山田派との争いに勝利した陳中孚派は、その後「広東商品取引所」を「広東取引市場株式会社」と改名し、株主募集などを経て 1921 年 7 月には創立総会の開催や登記完了の見通しに至った⁽³⁵⁾。資本金は 1,000 万円で、広東政府への保証金 100 万円の支払を完了し⁽³⁶⁾、最終的に 30 名の発起人を得て同月中に創立されたが、その直後に「中華取引市場株式会社」とさらに名称変更した。そして同月 20 日に創立総会を開催し、定款を議定したほか、会社の役員について取締役や監査役を選任し、会長、理事長、理事を互選で決定した。その顔ぶれをみると、取締役会長に橋本信次郎、取締役理事長に大島実太郎、取締役理事に川又貞次郎、鈴木圭三、萩野芳蔵（原文では「萩野」と誤記）が名を連ね、以下取締役 4 人、監査役 3 人となっているが、この役員クラスには宮崎滔天や萱野長知は含まれていない⁽³⁷⁾。

「中華取引市場株式会社」は「定款」によれば、本店を上海、支店を東京に置き、「便宜的な地」に出張所を設置すること、資本金は 1,000 万円とし、会社の目的を①取引所、交易所、商品市場、またはその他の商業機関に対する投資、②内外有価証券の売買仲介、③企業の調査、設計、仲介保証引受、一般信託業、④農業、工業、土地に対する投資経営、⑤以上の各項に対する一切の業務、を営むことなどが定められている⁽³⁸⁾。ところで、「定款」

⁽³²⁾ 前掲、崎村義郎著・久保田文次編『萱野長知研究』159～160 頁。

⁽³³⁾ 前掲、機密第 51 号、「広東株式商品取引所創設問題ニ関シ報告ノ件」1921 年 4 月 29 日、前掲、機密第 61 号、「広東交易所創設ニ関スル件」1921 年 5 月 31 日。

⁽³⁴⁾ 前掲、機密第 64 号、「中華取引市場株式会社設立計画ニ関スル件」1921 年 6 月 16 日。

⁽³⁵⁾ 外秘乙第 1021 号「「広東取引市場株式会社」創設ノ件」1921 年 7 月 5 日（外務省記録、前掲、「広東株式商品取引所」）。

⁽³⁶⁾ 同上。

⁽³⁷⁾ 外秘乙第 1137 号「中華取引市場株式会社創立総会開催ノ件」（外務省記録、前掲、「中華取引市場株式会社」）。

⁽³⁸⁾ 「中華取引市場株式会社定款」（外務省記録、前掲、「中華取引市場株式会社」）。

の日付けは1921年5月10日となっており、「広東商品取引所」の許可を争っている時期と重なるが、「定款」と「目論見書」、「設立趣意書」が一緒にしたためられた文書も残されており、その日付けは1921年4月1日となっている⁽³⁹⁾。したがって、萩野らは「広東商品取引所」とほぼ同時か、それよりも先に「中華取引市場株式会社」の構想を持っていたことになる。それは「広東商品取引所」の設置許可を得ようとしながら、他方で「中華取引市場株式会社」を設立しようとしていたことを意味する。では、広東においてどのような活動を展開したのだろうか。

「中華取引市場株式会社」は1921年8月21日に成立すると、直ちに実施した主要事業として、広東省にある広州市証券物品交易所に対して借款契約を結び、交易所の株式6万株を担保として150万元の投資を行ったことが挙げられる。交易所の方は独占営業保証金として「中華取引市場株式会社」の投資額から100万元を広東省政府に納入し、1921年末より営業を開始した。営業開始後、漸次相当な業績を挙げていたが、政変・内乱が生じ、広東の人心動揺と財界変動などにより1926年7月に解散となった⁽⁴⁰⁾。なお、会社はほかにもどこへ投資をしたか、どういう事業を展開したかという点については詳細不明である。

「広東商品取引所」の設置許可を得ながら、すぐに「中華取引市場株式会社」を成立させて広州市証券物品交易所に投資するのであれば、なぜ「広東商品取引所」の許可を得る必要があったのか、最初から「中華取引市場株式会社」を立ち上げ、同社より広東省に投資を行えば良かったのではないかの疑問が浮かぶが、おそらくは「広東商品取引所」の許可を得てから具体的な事業展開へ動き出そうとするなかで、萩野、川又、鈴木、大島らの経営方針が何らかの理由で変更になったのではないかと推察される。

また、「広東商品取引所」設置許可の保証金100万円が広東政府に支払われ、「中華取引市場株式会社」による広州市証券物品交易所への投資においても、後者より広東省政府へ保証金が支払われることはあったが、「広東商品取引所」設置許可の獲得から「中華取引市場株式会社」に至る一連の流れをみると、萩野ら投資を意図する日本人が主導し、最終的に「中華取引市場株式会社」へ改編されていったことになる。それは広東政府の財政窮乏を救うという「広東商品取引所」の当初の目的から、日本人が投資を通じて利益を獲得するための手段に変化したことを意味しているのではないだろうか。

おわりに

以上、孫文支援者であった山田純三郎・菊池良一と宮崎滔天・萱野長知が両派に分かれ、「広東商品取引所」の設置許可をめぐる展開した競争について、その経緯とともに、そこに関わった人々の人間関係も含めて考察することを試みた。

設置許可を得る過程における山田純三郎派と陳中孚派の動きは既にみたとおりである。また、宮崎や萱野も最終的には挫折するものの、三井や大倉、高田や渋沢など有力な実業

⁽³⁹⁾ 「中華取引市場株式会社 趣意書 目論見書 定款」(外務省記録、前掲「中華取引市場株式会社」)。

⁽⁴⁰⁾ 「説明書」1939年(外務省記録、前掲「広東株式商品取引所」)。なお政変・内乱とは1922年6月に発生した陳炯明による孫文へのクーデター、そして1923年孫文が陳を駆逐して広東に復帰し広東政府を樹立した一連の動きを指していると思われる。

家に対して「広東商品取引所」の株主となるよう交渉するなどの活動を行っていた⁽⁴¹⁾。しかし、両派の競争の核心は自派の代表である山田純三郎と、陳中孚派の中心的存在で投資を意図する萩野をはじめ鈴木、川又、大島らとの対立であったと捉えることができる。

さて、結局のところ「広東商品取引所」の構想は、広東政府の財政窮乏を救うという当初の目的から大きく異なる結末を迎えることとなった。また、最終的に陳派が設置許可を獲得したが、その過程では宮崎滔天や萱野長知は陳派の「顔役」的存在であったとしても、その後の「中華取引市場株式会社」には役員として名前がないことから、彼らは孫文支援者の立場や、孫文や革命家とつながりがある点を萩野や鈴木、川又、大島らに利用された可能性が高いと思われる。この点について、そしてなぜ彼らが宮崎や萱野と結び付いたのかという点については、当時の宮崎や萱野の意識や行動とあわせて考察する必要があることを、まずは今後の課題の1つとして指摘したい。すなわち、1919年から20年にかけての彼らの動向について、中国海南島の事業に関して相談したり、国内においては利根川下流の水郷地帯に大養魚場を作る計画を立てるなど、実業に従事して金儲けをしようとしていたこと、そして大養魚場の計画には萩野芳蔵らしき人物も関与しようとしていた様子が先行研究で指摘されているが⁽⁴²⁾、こうした部分とあわせて考察する必要がある。

一方、山田純三郎派が形成される要因についても、仮説的ながら孫文支援を目指す山田や菊池と馬越、山本、白岩ら実業家の思惑が一致した可能性について触れたが、この点については、実業家たちは孫文支援の動きに対してどのような認識で対応したのか、また孫文支援と中国での事業拡大との関係をどう考えていたのか、などの観点から明らかにしていく必要がある。

最後に、競争に敗れた山田および菊池のその後について触れておきたい。彼らは新たに台湾総督府と提携して、海南島で産出される物産を利用し事業を起こす計画を立てた。孫文や財政長馬育航の承諾を得た上で日本に帰国し、外務省の同意も得て協力者集めに努めたようである⁽⁴³⁾。1921年8月15日に藤瀬政次郎が山田に送った書簡のなかで、翌日の日華実業協会における山田の話について、海南島開発事業など秘密を要するものは話さない方が良くと忠告しているが⁽⁴⁴⁾、この海南島開発事業は上記の台湾総督府と提携しての事業計画を指していると思われる。山田や菊池が新たに組み組もうとしたこの計画の解明も、今後の課題である。

(41) 外秘第 535 号「支那南方政府借款運動ニ関スル件」1921 年 4 月 26 日（外務省記録『対支借款関係雑件 雑ノ部』第 2 巻、B04010733600）。

(42) 前掲、崎村義郎著・久保田文次編『萱野長知研究』166～168 頁。

(43) 外秘乙第 1155 号「南方派関係菊池代議士一派ノ事業計画ノ件」1921 年 7 月 23 日（外務省記録『「パラセル」群島燐鉍関係一件』、B04011138500）。

(44) 山田家資料 No.115（愛知大学所蔵）。